

官報

昭和三十六年三月三十一日

○第三十八回 衆議院会議録 第二十四号

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

昭和三十六年三月三十一日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十六年三月三十一日

午後一時開議

第一 農林漁業金融公庫法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農林漁業金融公庫法の

一部を改正する法律案(内閣提

出)

農業協同組合併助成法案(内閣

提出)

沖縄における模範農場に必要な物

品及び本邦と沖縄との間の電気

通信に必要な電気通信設備の譲

与に関する法律案(内閣提出)

労働省設置法の一部を改正する法

農林省設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルク

センブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求める件

租税特別措置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一三八号、參議院回付)

午後三時三十二分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

農業協同組合併助成法案(内閣

提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに

に、内閣提出 農業協同組合併助成

法案を追加して両案を一括議題とな

し、委員長の報告を求め、その審議を

進められることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、農林漁業金融公庫法の一

部を改正する法律案、農業協同組合

併助成法案、右両案を一括して議題といたします。

右

農業協同組合併助成法案

国会に提出する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月二十八日

農林漁業金融公庫法の一部を改

正する法律

農林漁業金融公庫法(昭和二十七

年法律第三百五十五号)の一部を次

のように改正する。

別表中 四 林道の改良、造成又は復旧に必

要な資金

四の二 林業經營の維持又は改善に

必要な資金であつて主務大臣の指

定するもの

八分十五年二年

八分十五年二年

五年十五年二年

二十年

二十年

に改める。

昭和三十六年三月一日
内閣總理大臣 池田 勇人

農業協同組合併助成法

(目的)

第一条 この法律は、適正かつ能率的な事業經營を行なうことができ

る農業協同組合を広範に育成して

農民の協同組織の健全な発展に資

するため、農業協同組合の合併に

ついての援助、合併に係る農業協

同組合の事業經營の基礎を確立す

るのに必要な助成等の措置を定め

て、農業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

第四条第一項中「七百八十億七百円」を「八百六十九億七百万円」に改める。

第八条第一項第四号の次に次の

に改める。

昭和三十六年三月三十日 楽議院会議録第二十四号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案外一案

五二八

協同組合中央会に対しその指導

の一部を改正する法律案、並びに、内閣提出、農業協同組合合併助成法案に

要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する費用

について、農林水産委員会における審議

ついて、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

附則

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

きるようにするため必要な施設の統合整備に関する事項

四 合併後の組合と組合員との間ににおける利用及び協力を強化するための方策

する計画がその組合の前号の構成その他經營条件からみて適當であると認められること。

二 合併後の組合の事業經營に関する計画

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

う。以下同じ)を適正かつ能率的な事業經營を行なうことができる組合(合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をい

う。以下同じ)を適正かつ能率的な事業經營を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業經營に関する計画(以下「合併經營計画」といふ)をたて、これを都道府県に提出して、その計画が適正当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 前項の規定は、合併する組合が農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第十条第一項第一号及び第二号の事業を行なう組合(以下「信用事業を行なう組合」といふ)のみである場合並

2 組合が前条第一項の規定により合併經營計画をたてるには、その組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3 前条第一項の規定による合併經營計画の提出は、昭和四十年十二月三十一日までにするものとする。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

農林漁業金融公庫は、昭和二十八年設立以来、八年間にわたり、三千二百億円に達する長期低利資金を、農林漁業者等に対し直接または間接に融通し、農林漁業の生産力の維持増進のために貢献して参ったのですが、政府は、昭和三十六年においても、引き続き、公庫に対し、農林漁業の生産基盤の強化と經營の安定に要する資金を追加投資いたしますとともに、新たに林業經營の維持及び改善に必要な資金の貸付等の措置を講ずることとし、このため公庫法の一部を改正しよろとして本案が提出せられたのであります。

○謹長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

さいます。農林水産委員長坂田英一

君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

第三条 合併經營計画においては、以下の掲げる事項を定めるものとする。

1 合併及び合併後の組合の事業經營についての基本方針に関する事項

2 都道府県知事は、合併經營計画に係る事項が次の各号の要件すべてをみたす場合に限り、その合併經營計画が適当である旨の認定をするものとする。

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、農業協同組合が合併經營計画をたて、これに従い合併をすると、合併に係る農業經營を適正かつ能率的に行なう合併組合(前条第二項の認定に係る合併經營計画に従い行なう合併組合)の運営を適正かつ能率的に行なうため、施設の統合整備を

した場合に、その合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。)に対しその統合整備のため必要な施設の改良、造成又は取得による組合を都道府県が補助する場合における当該補助に要する理由である。

第三条 合併後の組合の事業經營を適正かつ能率的に行なうことがで

2 合併契約の基本となるべき事項

1 合併及び合併後の組合の事業經營についての基本方針に関する事項

2 都道府県知事は、合併經營計画に係る事項が次の各号の要件すべてをみたす場合に限り、その合併經營計画が適當である旨の認定をするものとする。

しそうして、改正の内容は三点ござります。公庫の昭和三十六年度貸付契約計画は六百億円であつて、その原資は五百六十四億円、その調達方法は、政府出資金八十九億円、借入金三百二十五億円、回収金等百五億円と予定せられておりますが、原資のうち八十九億円の政府出資を行なうことが、改正の第一点であります。

関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行なうことができる。

23 前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期限は五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

前項に規定する資金の貸付けの利率は年八分以内、償還期限は五年以内、据置期間は三年以内で公庫が定める。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

○議長(清瀬一郎君) まず、日程第一、すなわち、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について。

本件の委員長の報告は修正でござります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立立多數。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

沖縄における模範農場に必要な物品种及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案(内閣提出)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 次に、農業協同組合併助成法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する

沖縄における模範農場に必要な物品种及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

沖縄における模範農場に必要な物品种及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖縄島に設置するものを譲与することができる。

2 公社は、前項に掲げる資材を提供するものを譲与するときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

第四条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の二号を加える。

四十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

右 附 則

昭和三十六年二月二十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

理由

沖縄における模範農場に必要な物品种及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

ため、政府は、琉球政府の模範農場に対する農業技術の改良及び普及を図るために必要な物品を譲与すること

ができるとするとともに、本邦と沖縄との間の電気通信に必要な

労働省設置法の一部を改正する法律 第百六十二号の一部を次のように改める。

第一条 第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改め、同条第一項中「職業安定局」を「職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「職業安定局」を「職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第六条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、同項第八号の四を第四号の三とし、同項第十一号中「職業訓練法、炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「第四号の三」を「第四号の二」に改め、同条第二項中「第四号の二」を「第四号の二」に改め、同条第二項を削る。

第二章第一節中第十条の次に次の二条を加える。

(職業訓練局の事務)

第十条の二 職業訓練局においては、次の事務をつかさどる。

一 職業訓練計画の策定に関すること。

二 公共職業訓練及び事業内職業訓練に關すること。

三 職業訓練指導員の免許に關すこと。
四 技能検定に關すること。

五 前各号に掲げるもののほか、
職業訓練法の施行及び炭鉱離職者に対する職業訓練に關すること。
とその他労働者の技能の向上に
関する事務で他の所掌に屬しない
ものに關すること。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一
日から施行する。

理由

職業訓練に關する事務の円滑な遂
行を期するため、本省の内部部局と
して職業訓練局を設置する等の必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

農林省設置法の一一部を改正する法
律案

右
農林省設置法の一部を改正する。
昭和三十六年三月一日

内閣総理大臣 池田 勇人

農林省設置法（昭和二十四年法律
第百五十三号）の一部を次のように
改正する。

農林省設置法（昭和二十四年法律
第百五十三号）の一部を次のように
改正する。

第五条第一項中「研究部及び」を削
る。

第七条中第十二号を第十五号と
し、第十一号の次に次の三号を加え
る。

十二 農林畜水産業に関する基本
的な政策及び計画を樹立し、並
びにこれに關し必要な調査及び
分析を行なうこと。

十三 農林省の所掌事務に係る國
土の総合開発及び國土調査に関
すること。

十四 統計的調査資料に基づき、
農林畜水産業に関する予測事業
を行なうこと。

第五条第一項中第二十七号を削
り、第二十八号を第二十七号とし、
第二十九号及び第三十号を削り、同
条第三項中「第二十八号」を「第二十
七号」に改める。

第九条第一項中第十五号を削り、
第十六条を第十五号とし、同条第四
項中「第十五号」を「第十四号」に改
める。

第十一条第一項中第五号の六及び第
六号を削り、第五号の七を第六号と
し、第七号中「農業」の下に「畜産業
を含み、蚕糸業を除く。以下この条に
おいて同じ。」を加え、同項第八号中
「都道府県その他試験研究機関の行
う試験研究及び」を削り、同項中第九
号を削り、第十号を第九号とし、第十
二号を削り、第十二号を第十号とし、

第十八条第一項中「畜産に關す
る試験研究企画し、並びに關係試
験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四条各号を次のよう改め
る。

一 農林畜水産業及び農山漁家の
生活に係る試験研究の基本的な
計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行な
う試験研究に関する事務の総合
調整に關すること。

三 農林省の試験研究機関の行な
う試験研究と農林省の本省及び
外局の内部部局の所掌する事務
との連絡調整に關すること。

四 農林省の試験研究機関の運営
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習（農林省
の本省の他の附屬機関の所掌に属
するものを除き、その所在する地
方及びこれと農業事情を等しくす
る地方における農業に關すること）

五 農林省の試験研究機関の運営
の指導に關すること。

第十三号中「自然科學的試験研究及
び」を削り、同号を同項第十一号と
し、同条第一項を次のよう改め、
同条第三項を削る。

2 普及部においては、前項第六号
から第十一号までに掲げる事務を
つかさどる。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生
活に係る試験研究を行なう者
の資質の向上に關すること。

八 農林省の本省の試験研究機
関の行なう試験研究に關する事務
の総括に關すること。

5 農事試験場の内部組織並びに支
場の名称、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（畜產試験場）

第十八条の三 畜產試験場は、畜
産試験場に關する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 畜產試験場は、千葉県に置く。
3 農林大臣は、畜產試験場の事務
を分掌させるため、所要の地に畜
産試験場の支場を設けることがで
きる。

（農事試験場）

第十八条第一項中「調査研究、分
析」を「基礎的調査研究並びにこれに
関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加え
る。

（農事試験場）

第十八条の二 農事試験場は、農業
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習（農林省
の本省の他の附屬機関の所掌に属
するものを除き、その所在する地
方及びこれと農業事情を等しくす
る地方における農業に關すること）

4 畜產試験場の内部組織並びに支
場の名稱、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（園芸試験場）

第十八条の四 園芸試験場は、園芸
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置

六 都道府県その他の者の行なう
農林畜水産業又は農山漁家の生
活に係る試験研究の助成及び當
該試験研究についてのこれらの
者との連絡に關すること。

3 農事試験場は、埼玉県に置く。
4 農林大臣は、農事試験場の事務
を分掌させるため、所要の地に農
事試験場の支場を設けることがで
きる。

2 農事試験場は、農業技術研究所
に附置する。

3 農事試験場の譲与に
する。

4 農事試験場は、農業技術研究所
に附置する。

5 農事試験場の内部組織並びに支
場の名稱、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（畜產試験場）

第十八条の三 畜產試験場は、畜
產試験場に關する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 畜產試験場は、千葉県に置く。
3 農林大臣は、畜產試験場の事務
を分掌させるため、所要の地に畜
產試験場の支場を設けることがで
きる。

（農事試験場）

第十八条第一項中「調査研究、分
析」を「基礎的調査研究並びにこれに
関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加え
る。

（農事試験場）

第十八条の二 農事試験場は、農業
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習（農林省
の本省の他の附屬機関の所掌に属
するものを除き、その所在する地
方及びこれと農業事情を等しくす
る地方における農業に關すること）

4 畜產試験場の内部組織並びに支
場の名稱、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（園芸試験場）

第十八条の四 園芸試験場は、園芸
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置

七 沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との電気通信に必要な電気通信設備の譲与に關する法律

の事項を含む。」を行なう機関と
する。

2 農事試験場は、農業技術研究所
に附置する。

3 農事試験場の譲与に
する。

4 農事試験場は、農業技術研究所
に附置する。

5 農事試験場の内部組織並びに支
場の名稱、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（畜產試験場）

第十八条の三 畜產試験場は、畜
產試験場に關する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 畜產試験場は、千葉県に置く。
3 農林大臣は、畜產試験場の事務
を分掌させるため、所要の地に畜
產試験場の支場を設けることがで
きる。

（農事試験場）

第十八条第一項中「調査研究、分
析」を「基礎的調査研究並びにこれに
関連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加え
る。

（農事試験場）

第十八条の二 農事試験場は、農業
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習（農林省
の本省の他の附屬機関の所掌に属
するものを除き、その所在する地
方及びこれと農業事情を等しくす
る地方における農業に關すること）

4 畜產試験場の内部組織並びに支
場の名稱、位置及び内部組織につ
いては、農林省令で定める。

（園芸試験場）

第十八条の四 園芸試験場は、園芸
に関する技術上の試験研究、調
査、分析、鑑定及び講習を行なう
機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置

第九条第一項中第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(環境衛生局の事務)

第九条の二 環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多數集合する場所の衛生の向上を図ること。

二 旅館業法を施行すること。

三 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四 清掃法(昭和二十九年法律第二十二号)を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五 わずみ、こん虫等の駆除に関する事務。

六 墓地、埋葬、火葬等に関する事務。

七 水道及び下水道の終末処理場に関する事務。

八 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

九 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。

十 と畜法(昭和二十八年法律第一百四号)、へい臓処理場等

審査会」を「社会保険審査会」と改める。

「病院管理研究所」を「国立がんセンター」、「社会保険研修所」に改める。

にに関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)を施行すること。

十一 前各号に掲げるものは、管に属するものを除く。

十二 前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十三 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十四 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十五 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十六 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十七 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十八 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

十九 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十一 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十二 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十三 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十四 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十五 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十六 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十七 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十八 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

二十九 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

三十 前各号に掲げる事務に係る前各号に掲げる事務に係る価格の統制に関する事務。

第十七条の二第一項中「調査研究」の下に及び精神衛生技術者の研修」を加える。

第二十一条第五項中「看護婦」の下に「准看護婦」を加える。

第二十三条(見出し)を含む。」中「病院管理研究所」を「病院管理研究室」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(社会保険研修所)

第二十八条の二 社会保険研修所は、社会保険(国民年金を含む。)の事務に従事する者の研修をつかさどる機関とする。

(国立がんセンター)

第二十三条の二 国立がんセンターは、がんその他の悪性新生物に關し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修をつかさどる機関とする。

(久野忠治君登壇)

第二十三条の三 国立がんセンターは、社会保険研修所は、東京都に置く。

第三 社会保険研修所の内部組織は、厚生省令で定める。

(引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。)

三 引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。

四 附則 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

五 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

六 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

七 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

八 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

九 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

十 第二十九条第一項の表中「引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百二十二号)に基き、在外同胞の引揚促進その他引揚同胞対策に関する事項を調査審議すること。」を削る。

2 国立がんセンターは、東京都に置く。

3 国立がんセンターの内部組織は、厚生省令で定める。

4 譲長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

5 第二十八条の次に次の二条を加えます。

○謹長(清瀬一郎君) 委員長の報告を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

たに附屬機関として国立がんセンター及び社会保険研修所を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○謹長(清瀬一郎君) 委員長の報告を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

する試験研究の管理事務を、農林水産技術会議において総括処理せしめるため、関係部局の所掌事務を整備するとともに、振興局の研究部を廃止することであり、第三は、農業技術研究所と農業試験場の特定部門を分離統合して、新たに五つの試験場を設置するほか、食糧研究所を本省の付属機関とする等、農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことであり、第四は、本省の付属機関として名古屋植物防疫所を設置することです。

農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことであり、第四は、本省の付属機関として名古屋植物防疫所を設置することを決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 四案を一括して採決いたします。

四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 四案とも委員長報告の通り可決いたしました。

〔賛成者起立〕

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

右

国会に提出する。

昭和三十六年二月十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

右

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ絏済同盟との間の協定について承認を求めるの件を議題といたします。

十五年十月八日に東京で、通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ絏済同盟との間の協定の締結について承認を求めるの件

私手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの關税及び課税の賦課の方法について、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手続に關し、輸出貨物に対する内國税の適用に関し、輸入貨物について又はこれに関連して課されるすべての内國税その他のすべての種類の内國税を提出する理由である。

徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼす

すべての法令及び要件に関し、いか

れか一方の締約国がいかの第三

国を原産地とする产品又はいかれか

の第三国に仕向けられる产品に対し

て与えているか、又は将来与えるす

べての利益、特典、特權又は免除

は、他方の締約国を原産地とする同

様の产品又は他方の締約国に仕向け

られる同様の产品に対し、即時に、

かつ、無条件に与えられるものとす

る。

1 いすれの一方の締約国も、他方

の締約国のすべての产品の輸入に

対し、又は当該他方の締約国の領

域に仕向けられるすべての产品の

輸出に対し、なんらの制限又は禁

止をも課してはならない。ただ

し、すべての第三国の中の产品

の輸入又はすべての第三国への同

様の产品の輸出が同様に制限さ

ることであります。

以上四法案は、本日質疑を終了、討論の申し出もなく、採決の結果、いず

る等、農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことであり、第四は、本省の付属機関として名古屋植物防疫所を設置することを決定いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議を提出いたします。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議を提出しませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

れ、又は禁止されている場合は、この限りでない。

2 1の規定にかかるず、いずれ

の方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、国際通貨基金協定に従つて適用される為替制限と

同等の効果を有し、又はその為替制限を効果的にするため必要とされる制限又は統制をすることができる。

第三条

1 この協定の規定は、いずれの一方の締約国の貿易に対しても、他方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定を適用する国に対して与える権利のある待遇又は与える義務のある待遇より有利な待遇を与えるものと解してはならない。

2 この協定の規定は、いかなる場合にも、毎年行なうるに従い、この協定に規定されていない事項に関し、締約国間の通商關係について、関税及び貿易に関する一般協定の規定を適用するものとする。

3 この協定の規定又はこの協定の規定に従つて執られる措置は、他方の締約国の権利に影響を及ぼすものでなく、また、関税及び貿易に関する一般協定の適用に関する十五条の規定に基づき、いずれの一方の締約国が政府から書面による適用の通告を受け領した後一箇月までは適用

(b) オランダ王国政府は、日本国政府に対し三箇月の予告をもつて書面により通告することにより通じた。

一方の締約国の自由をも損するものではない。

第四条

締約国は、海運業務が世界の通商に差別なしに利用されることを促進することに同意する。この目的のため、締約国は、諸政府による差別的な措置及び不必要的制限で、国際貿易に従事する海運に影響のあるものの除去を奨励することに同意する。

第五条

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国がこの協定の運用から生ずる問題に関して行なう申入れに対する好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適当な機会を他方の締約国に与えなければならない。

2 この協定の運用に関する協議は、いかなる場合にも、毎年行なわなければならない。

第六条

1 この協定は、ルアンダ・ウルンディに適用する。

2 (a) この協定は、スリナム及びオランダ領アンティールについて

千九百六十一年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

以上の証拠として、このために正當に委任された下名の代表者は、この協定に署名した。

日本国政府のため

小坂善太郎

つて、第七条2に掲げる最初の三年の期間の終りに又はその後

いつでも、この協定のスリナムの適用を終了させることができ

る。

第七条

1 この協定は、批准されなければならぬ。批准書は、日本国政府に寄託するものとする。この協定は、三番目の批准書が寄託された日に効力を生ずる。

2 この協定は、効力発生の日から三年間効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合には、前記の三年の期間の終了の日に又はその後に終了する。

1 協定の最惠国待遇の規定は、一千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域

との平和条約第三条に掲げる地域に対しても日本国が与えていたか又は将来与える利益について、当該地域に対する行政、立法及び司法に関する同条後段に定める状態が存続する限り、適用しない。

第二議定書

ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
オランダ王国政府のため
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

オランダ王国政府のため
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

以上の証拠として、下名の代表者は、この譲定書に署名した。

千九百六十年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

オランダ王国政府のために
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
オランダ王国のため
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

オランダ王國政府のために
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
オランダ王国のため
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

オランダ王國政府のために
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

オランダ王國政府のために
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

オランダ王國政府のために
N・A・J・デ・フォーブト
ベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージエース・デュ・ボワ

とすることについて合理的な証拠があると認めるときは、他方の締約国に対し、書面をもつてその旨を通告しなければならない。締約国は、この通告が行なわれたときは、相互に満足する解決を見いだすため、直ちに協議に入らなければならない。

2 前記の協議が相当な期間内に相互通じ満足する解決をもたらされなかつたときは、輸入締約国は、当該產品について、その損害を防止し、又は救濟するため必要な限度で及び必要な期間、協定に基づく義務を停止することができる。

3 緊迫した事態においては、すなわち遅延すれば回復し難い損害を生ずる場合には、2の規定に基づく措置は、1に掲げる通告が行なわれた後に、又は同項に掲げる協議が完了する前に、暫定的に執ることができる。ただし、協議は、相互に満足する解決を見いだすことができない。

4 (a) 輸出締約国は、2又は3の規定に基づいて輸入締約国が執つた措置によりその利益を著しく阻害するほど多くの数の產品又は多くの量の貿易に影響を受けた認めるとときは、それまでに発展した事態(執られた措置を含む)について、輸入締約国と

協議を行なうことを書面により要請することができる。

(b) 前記の制限を適用する締約国は、次のことを約束する。

(i) 他方の締約国の貿易に対する周の協定(以下「協定」という。)に到達することができなかつたときは、輸出締約国は、輸入締

約国が執つた措置の効果と実質的に等しい限度で、協定に基づく義務を停止することができ

(ii) できる限り早い時期に前記の制限を緩和し、又は撤廃するための政策を実施すること。

(c) 輸入締約国がこの譲定書に基づく措置を終了させたときは、輸出締約国は、直ちにその義務の停止を終了させなければならない。

5 2、3又は4の規定が適用された場合には、締約国は、個別的に及び相互に協力して、協定に定める状態をできる限り完全にかつてみやかに復活するため、最善の努力をしなければならない。

以上の証拠として、下名の代表者はは、この譲定書に署名した。

九百六十年十月八日に東京で、英語により本書三通を作成した。

日本国政府のために
小坂善太郎
オランダ王国政府のために
N·A·J·デ·フォーレクト
ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟の各政府のために
ユージョース·デュ·ボワ

6 (a) いずれか一方の締約国において他方の締約国の特定の產品について輸出制限が從来から継続して実施されており、かつ、当該產品に対する制限を突然撤廃すれば同様の產品又は直接的競争を生ずる場合には、輸入締約国は、過渡期的措置として、締約国の政府間で合意される輸入制限を適用することができ

る。

使は、本日署名された通商に関する一方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について

一方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定(以下「協定」という。)に關し、次のことことがオランダ王国政

府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

協定が効力を有している限り、オランダ王国と日本国との間

をもつて代える。もつとも、このように代えられた前記の千九百十

二年の条約の規定は、協定が終了した時に自動的に再び実施され、同条約に定めるところにより終了するまで、引き続き完全な効力を有する。

本使は、閣下が、前記の了解を日本政府に代わつて確認されれば幸いります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本使は、閣下が、前記の了解を日本政府に代わつて確認されれば幸いです。

引き続き完全な効力を有する。

本使は、閣下が、前記の了解を日本政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、さらに、前記の書簡に盛られている了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

本大臣は、閣下が、前記の了解を日本国政府に代わつて確認されれば幸いです。

小坂善太郎

日本国駐在オランダ王国特命全權
大使
N. A. J. D. フォーレト

閣下
N. A. J. D. フォーレト

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長堀内一雄君。

[報告書は会議録追録に掲載]

[堀内一雄君登壇]

○堀内一雄君 大切な問題となりました、通商に関する一方日本と他方オランダ王国及びベルギー・ルクセンブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

政府は、我が国に対しガット第三十五条を援用しておりますが、他方相手国の事情に応じ、通商条約

として、貿易関係の正常化のため、同条援用撤回の交渉を行なうとともに、

五条を援用しておりますが、

した、通商に関する一方日本と他方

オランダ王国及びベルギー・ルクセン

ブルグ経済同盟との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並

びに結果を報告申し上げます。

この協定の内容は、基本的には、さ

きにわが国とオーストラリアとの間に締結いたしました通商協定にならうるものであります、関税及び輸出入につ

いての最惠国待遇の相互供与のはか、

国際海運上の差別的措置及び不必要な制限の除去を奨励する旨の規定をも含んでおり、また、付属議定書で、いわゆる緊急措置に関して規定しております。

○議長(清瀬一郎君) お詫びいたしま

す。
参議院回付
法律案(内閣提出第一三八号)
租税特別措置法の一部を改正する
免稅)

本件は、二月十四日本委員会に付託されましたが、その目的で、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録につき御了承を願います。

かくて、三月三十一日、討論を省略し採決の結果、本件は全会一致をもつてこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
〔賛成者起立〕

本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

法律案
租税特別措置法の一部を改正する
付案を議題といたします。

よつて国会法第八十三により回付する。

昭和三十六年三月三十一日

参議院議長 松野 鶴平

(修正に係る本文を掲載)
〔小字及び一は修正〕

第八十一条の次に次の二条を加え
る。

租税特別措置法の一部を改正する
法

案(内閣提出第一三八号)
税

参議院回付
第八十二条の二 農業協同組合が農業協同組合合併助成法第四条第二項の認定を受けて合併した場合に

は、当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した組合又は当該合併により設立した

農業協同組合が当該合併により取扱する不動産の権利の取得の登記については、大蔵省令で定めると

ころにより昭和三十六年四月一日から昭和四十一年三月三十一日ま

での間に登記を受けるものに限り、登録税を免除する。

附 則

1

この法律は、昭和三十六年四月

一日から施行する。ただし、○第十四条を削り、第十三条を第十四条として、第十二

八条及び第五十二条の改正規定並

びに第六十一条の一次に「改正規定」、第四十

五条及び第六十七条の前記規定及び二

条を加える改正規定中鉄工業技術

第四章第五第四款の特例を削り、第五

条の二の一次に「改正規定」、第六十

六条及び第六十六条の改正規定並びに第二章

を加える改正規定中農業技術研究組合に係る部分は、鉄工業技術

第三十八条の一次に「改正規定」、第六十

九条及び第六十五条の二の一次に「改正規定」

を加える改正規定中低開発地域工農開発地

加える改正規定は農業協同組合合併助成法

〔昭和三十六年法律第一号〕の施行の日から

施行する。

(農業協同組合の合併の場合における不動産の権利の取得の登記の規定)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後六時四十八分休憩

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたしました。

○議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたしました。

出席國務大臣
外務大臣 小坂善太郎君
厚生大臣 古井 喜實君
農林大臣 周東 英雄君
出席政府委員
大蔵政務次官 藤枝 泉介君
労動政務次官 柴田 実君
農業技術研究組合
大蔵政務次官 大保武雄君
農業技術研究組合
大蔵政務次官 厚生大臣 周東 英雄君
農業技術研究組合
大蔵政務次官 労動政務次官 柴田 実君
農業技術研究組合
大蔵政務次官 大保武雄君

(法律公布奏上及び通知)
○朗読を省略した議長の報告
〔法律公布奏上及び通知〕
一、昨三十日、次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。
簡易生命保険法の一部を改正する法
律
(議決通知)
裁判官訴訟委員会委員長及び河野參

議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員予備員に服部安司君を選任し、同君の職務を行なう順序は第四順位と指定した旨通知した。

(通知書受領)

一、昨三十日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律

関税率法の一部を改正する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定率法の一部を改正する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税暫定率法の一部を改正する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

原 茂君 柳田 秀一君
有馬 輝武君 森本 靖君

中山 繁一君 松浦 東介君
中山 繁一君 松浦 東介君

西村 関一君 仮谷 忠勇君
菅 太郎君 川俣 清吉君

内海 清君 田中幾三郎君

受田 新吉君 内海 清君

予算委員 替 太郎君 中山 繁一君

決算委員 森本 靖君 山中 吾郎君

西村 関一君 原 茂君

内閣委員 森本 靖君 有馬 輝武君

柳田 秀一君 原 茂君

農林水産委員 松浦 東介君

地方行政委員 加藤 清二君 松前 重義君

受田 新吉君 赤澤 正道君

稻葉 修君 河野 正君

内閣委員 松浦 東介君

農林水産委員 川俣 清吉君 松浦 東介君

中山 繁一君 西村 関一君

運輸委員 田中幾三郎君 内海 清君

通信委員 中山 繁一君 内海 清君

予算委員 原 茂君 受田 新吉君

決算委員 原 茂君 菅 太郎君
有馬 輝武君 森本 靖君

内閣委員 仮谷 忠勇君 松浦 東介君

(特別委員辞任)

一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

西村 関一君 仮谷 忠勇君
菅 太郎君 川俣 清吉君

内海 清君 田中幾三郎君

受田 新吉君 内海 清君

予算委員 替 太郎君 中山 繁一君

決算委員 森本 靖君 山中 吾郎君

西村 関一君 原 茂君

内閣委員 森本 靖君 有馬 輝武君

柳田 秀一君 原 茂君

農林水産委員 松浦 東介君

地方行政委員 加藤 清二君 松前 重義君

受田 新吉君 赤澤 正道君

稻葉 修君 河野 正君

内閣委員 松浦 東介君

農林水産委員 川俣 清吉君 松浦 東介君

中山 繁一君 西村 関一君

運輸委員 田中幾三郎君 内海 清君

通信委員 中山 繁一君 内海 清君

予算委員 原 茂君 受田 新吉君

決算委員 原 茂君 菅 太郎君
有馬 輝武君 森本 靖君

内閣委員 仮谷 忠勇君 松浦 東介君

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

別委員の辞任を許可した。

内閣提出第一六三号

河野 正君 小林 信一君
内海 清君 島村 一郎君

三和 精一君 加藤 清二君

受田 新吉君

(議案付託)

一、昨三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六三号)

島村 一郎君 三和 精一君
内海 清君

内閣委員 加藤 清二君 松前 重義君

受田 新吉君 赤澤 正道君

稻葉 修君 河野 正君

内閣委員 松浦 東介君

農林水産委員 川俣 清吉君 松浦 東介君

中山 繁一君 西村 関一君

運輸委員 田中幾三郎君 内海 清君

通信委員 中山 繁一君 内海 清君

予算委員 原 茂君 受田 新吉君

決算委員 原 茂君 菅 太郎君
有馬 輝武君 森本 靖君

内閣委員 仮谷 忠勇君 松浦 東介君

港湾法の一部を改正する法律案

国内旅客船公團法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

内閣提出第一三八号

内閣提出案は次の通りである。

内閣提出案は次の通りである。